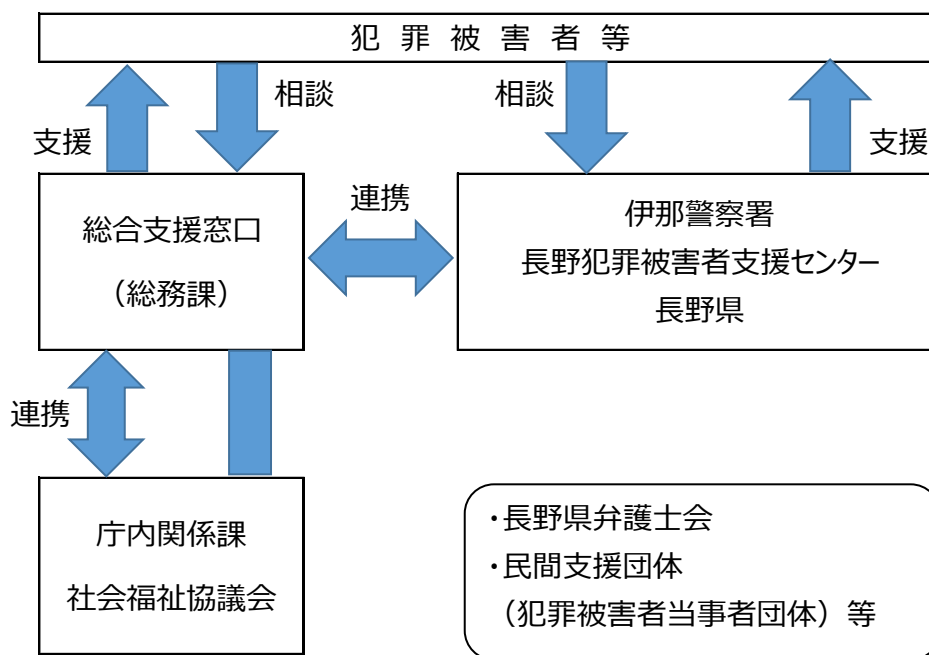


辰野町における犯罪被害者等支援体制

1 支援体制（辰野町犯罪被害者等支援条例 第7条関係）



2 相談及び情報の提供等（第9条関係）

犯罪被害者等は、様々な問題に直面し、迅速な支援が不可欠で、時間の経過とともに求められる支援内容も変化します。犯罪被害者等が直面する各般の問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。

取組項目	内容	担当課等
総合支援窓口の設置	犯罪被害者等に被害状況や相談内容に応じた支援を行うため、総合支援窓口を設置し、必要に応じて保健師等の福祉の専門職も含めた庁内関係部署による「支援チーム」を編成し、支援を行います。	総務課
犯罪被害者等支援の周知	広報誌やホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	総務課
町税等の納税相談	町税等の納税に関する相談に応じます。	住民税務課
住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のため、住民票や戸籍の附票の交付について、原則、本人以外には交付不可とします。	住民税務課

身体的・精神的な健康の不安や不調に関する保健師による相談支援	被害者本人やその家族等の心身の不安や不調、それに伴う生活上の困りごとに対して、相談支援を行います。必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	保健福祉課
国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療保険に係る保険税・保険料の減免	状況に応じた減免や納付方法等の相談に応じます。	住民税務課
遺族基礎年金の相談	遺族基礎年金の案内を行います。	住民税務課
国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為損害賠償求償に係る相談支援	第三者によって怪我や病気をした場合に受けられる各保険制度の説明と手続を行います。	住民税務課
福祉医療費給付金の支給	18歳の年度末までの子ども、ひとり親、障がい者の方の医療費の負担を軽減するため、福祉医療費給付金を支給します。	保健福祉課
DV被害者の国民健康保険の加入、被保険者証の発行	DV被害により住民票を異動できない被害者の国民健康保険に関する相談に応じ、被保険者証の交付等の手続を支援します。	住民税務課
消費生活相談	契約のトラブル、悪質商法等、消費生活に関する相談に対応します。	住民税務課
公認心理師による相談支援	精神的不調等の悩みについて、相談対応等の支援を行います。	保健福祉課
障がい者の福祉に関する相談	障がい者やそのご家族等からの福祉サービス等の利用希望に対し、必要な情報提供や手続の支援を行います。	保健福祉課
犯罪により障がい者となった場合等に手当受給の案内	障がいのある犯罪被害者等に、特別障害者手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当の説明と手続を案内します。	保健福祉課
すくすく心理相談室	18歳未満の子どもと家族、妊婦を対象に公認心理師が相談を受けます。	子育て応援課
障がい者手帳の取得手続案内	障がいのある犯罪被害者等に、障がい者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）の説明と手続を案内します。	保健福祉課

自立支援医療 - (精神通院)について案内	精神科に継続して通院する場合の費用の一部を公費負担します。	保健福祉課
生活保護に関する相談	生活保護制度の相談に対応します。	保健福祉課
子育て短期支援事業	保護者の病気や妊娠出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育します。(7日以内)	子育て応援課
児童相談所と連携した子どもの養育相談	18歳未満の子どもに関する専門の相談機関である児童相談所と連携・協働し、子どもの健やかな育ちのための相談や家族援助を行います。	子育て応援課
高齢者の福祉に関する相談	高齢者の介護をはじめ各種福祉サービスの利用方法や高齢者虐待を含む相談等に対応します。	保健福祉課
要介護認定	新規申請は地域包括支援センター職員が相談や手続に対応します。 更新、区分変更申請は担当ケアマネージャーが手続を支援します。	保健福祉課
介護保険料に関する相談	介護保険料(普通徴収)の納付が困難な方に対し、分割納付等の相談に応じます。	保健福祉課
状況に応じた地域包括支援センターとの連携による支援	対象者の状況に応じて、地域包括支援センターの専門職員と地区担当保健師が連携して相談、訪問等の支援を行います。	保健福祉課
学び・適応支援教室「たつのこ学舎」、適応指導教室中間教室「わたげ」、心とからだの相談室「各学校の保健室」	学校に行きにくい、行けない状態が続いている小中学生が安心して過ごせる場所として設置し、保護者や学校、関係機関と相談・連携しながら学校復帰に向けた支援を行います。	学校支援課
児童生徒への相談支援	犯罪被害者等となった児童生徒についてスクールメンタルアドバイザーによる相談支援を行います。	子育て応援課 学校支援課

3 日常生活の支援（第10条関係）

犯罪被害者等は、被害を受けることにより、普段行えていた日常生活の営みが困難になります。それぞれの状況に応じて日常生活を支え、再建を支援します。

取組項目	内容	担当課等
家事・育児・介護の支援	以下のサービスを利用する場合、費用を助成します。 家事援助：調理、衣類の洗濯、住居の清掃、生活必需品の買物等 育児援助：保育、保育園・幼稚園の送迎等 介護援助：見守り、食事介助、排せつ介助等 ⇒P 8：日常生活支援助成金	保健福祉課 助成金は総務課
配食の支援	外出が困難となり食事を用意することに支障がある場合に利用する配食サービスの費用を助成します。 ⇒P 8：日常生活支援助成金	保健福祉課 助成金は総務課
一時保育の支援	就学前の子の家庭での保育に支障が生じた場合に利用する一時預かり保育の費用を助成します。 ⇒P 8：日常生活支援助成金	子育て応援課 助成金は総務課
転居費用の支援	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成します。 ⇒P 8：日常生活支援助成金	総務課
カウンセリング等の支援	精神的な被害の軽減又は回復のために受けるカウンセリング等の費用を助成します。 ⇒P 8：日常生活支援助成金	保健福祉課 助成金は総務課
報道対応の支援	報道機関の対応等を弁護士に依頼する場合の費用を助成します。 ⇒P 8：日常生活支援助成金	総務課
弁護士相談の支援	犯罪被害によって生じる法律問題について弁護士に相談する場合の費用を助成します。 ⇒P 8：日常生活支援助成金	総務課
ファミリーサポート事業	子どもの送迎や預かり等育児支援が必要な家庭に対し、協力会員が有償で支援をします。	子育て応援課
ママサポート事業	妊娠中や産後、家事や育児を手伝ってくれる人がいない場合、ヘルパーが自宅に伺い育児支援を行います。	子育て応援課
養育支援訪問事業	育児ストレス、産後うつ病等で子育てに対して不安を持ち子育て支援を必要とする家庭に	子育て応援課

	対して、育児・家事の援助又は保健師等による具体的な養育に関する指導助言等を訪問により行います。	
地域たすけあい事業 ゆいっこ	地域のサポーターが支援を必要とする方（利用会員）を有償でサポートします。	社会福祉協議会
食料支援事業	離職等収入減少に伴い、必要に応じて食糧支援を行います。	社会福祉協議会
要介護(支援)認定者に対するケアプランに基づいた必要なサービス提供	必要なサービス提供のために、要介護認定者のケアプランは担当ケアマネージャーが作成します。 要支援認定者のケアプランは地域包括職員が作成します。	保健福祉課
辰野町内での就職を希望する求職者を対象とした就職相談・職業紹介	ハローワーク等とも連携し、無料職業紹介所を通じて状況に応じた就労支援を行います。	産業振興課
職場(商工業者)に対する啓発	町内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため啓発に取り組みます。	産業振興課
各種事業者向けの補助金・給付金・融資制度の紹介等	チラシ配布、相談窓口の紹介等を行います。	産業振興課

4 居住の安定 (第11条関係)

犯罪被害者等が、犯罪被害や二次被害、再被害等により、従前の住居に居住することが困難となった場合に、居住の安定を図るための支援を行います。

取組項目	内容	担当課等
転居費用の支援	従前の住居に居住することが困難になった場合に転居する費用を助成します。 ⇒P8：日常生活支援助成金	総務課
生活管理指導短期宿泊事業	身の周りの事はご自身でできるものの、一時的に在宅生活が困難な65歳以上の方を支援します。	保健福祉課
町営住宅への入居	犯罪被害者等の町営住宅への入居要件を緩和します。	建設水道課

5 経済的負担の軽減（第12条関係）

犯罪被害者等は、被害を受けることにより様々な経済的負担を強いられるため、その負担の増大を軽減することができるよう、見舞金を給付します。また、利用可能な経済的支援制度に関する情報提供や助言を行います。

取組項目	内容	担当課等
犯罪被害者等見舞金の支給	被害直後から強いられる様々な費用負担の増加に対し、経済的負担を軽減するため、遺族見舞金、重症病見舞金を支給します。 ⇒P 8：見舞金	総務課
葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者が死亡した場合、葬祭を行った方に支給します。	住民税務課
高額療養費の支給	大きな手術等で保険医療を受け、1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分を高額療養費として支給します。	住民税務課
南信交通災害共済による見舞金の支給	南信交通災害共済に加入していた場合で、自動車・バイク等の交通事故による災害を受けた場合、入通院の日数により見舞金を支給します。	総務課
生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、支援員が相談者の課題を把握し、相談の状況に応じて支援計画を立てながら支援します。	保健福祉課 社会福祉協議会
児童扶養手当	要件に該当するひとり親家庭等で子どもを養育する方に支給します。	子育て応援課
要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	経済的な理由で就学が困難な児童生徒の保護者へ、給食費や学用品費等の一部を援助します。	学校支援課

6 町民等及び事業者の理解の増進（第13条関係）

犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について、市民等の理解を深め、二次被害等を防止し、犯罪被害者等を社会で孤立させることのないよう、地域や職場、学校における広報、啓発、教育を実施します。

取組項目	内容	担当課等
犯罪被害者等支援の周知 [再掲]	広報誌や辰野町ホームページ等を活用し、犯罪被害者等支援に関する情報を発信します。	学びの支援課
学校・地域・職場における啓発	学校教職員を対象とした人権教育研修、地域における人権同和教育講座、企業を対象とした企業人権同和教育研修等において、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	総務課 学びの支援課
職場(商工業者)に対する啓発	町内商工業者に対して、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	産業振興課 学びの支援課
学校における教育	学校の道徳の授業等の機会に、相手の立場に立って考え行動する事の大切さや情報モラル等の教育を実施します。	学校支援課

7 民間支援団体に対する支援（第14条関係）

民間支援団体は、被害者等支援において重要な役割を果たしています。民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進できるよう安定した財政基盤の確立に向けた支援を行います。

取組項目	内容	担当課等
早期援助団体への財政支援	犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「認定特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター」に財政的支援を行います。	総務課

〔別表〕

見舞金

種類	支給額	支給対象者
遺族見舞金	30 万円 (既に重傷病見舞金の支給を受けた方が、当該重傷病見舞金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は 20 万円)	犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第 1 順位遺族で、当該犯罪行為が行われた時において町民であった方
重傷病見舞金	10 万円	犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪行為が行われた時において町民であった方

日常生活支援助成金

助成の種類	助成の額等
家事、育児及び介護支援	上限 4,000 円／時間 (上限 72 時間)
配食支援	上限 1 人 1,000 円／日 (利用の初日から起算して 30 日以内)
一時保育支援	上限 2,400 円／回 (上限 10 回)
転居支援	上限 20 万円／回 (上限 2 回)
カウンセリング等支援	上限 5,000 円／回 (上限 10 回)
報道対応支援	上限 23 万円
弁護士相談支援	上限 5,000 円／回 (上限 3 回)

※ 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時に犯罪被害者又は第 1 順位遺族と加害者との間に 3 親等以内の親族関係 (事実上の婚姻関係を含む。) があつたときは見舞金の支給及び助成金の助成はできません。(例外規定あり)

※ 遺族とは、犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時に、次のいずれかに該当する方。
ア 犯罪被害者の配偶者 (婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた方を含みます。)

イ 犯罪被害者の 2 親等以内の親族

※ 家族とは、犯罪被害者が犯罪行為で重傷病を負った時に、次のいずれかに該当する方。

ア 犯罪被害者の配偶者

イ 犯罪被害者の 2 親等以内の親族